

10/17
日曜

妻を殺害 猶予付き判決 介護疲れ「非難でござる」

神戸地裁姫路支部

兵庫県加東市で今年四

月、介護中の妻＝当時(セキ)＝の首を絞めて殺害したとして、殺人罪に問われた無職八尾嘉明被告(ハシ)の裁判

員裁判で神戸地裁姫路支部

は六日、懲役三年、執行猶予五年(求刑懲役五年)の判決を言い渡した。

藤原美弥子裁判長は、被告が長年、妻の世話を当たつていた」となどを指摘。

「肉体的、精神的に疲弊し、殺害を決意した心理は大きく非難できず、介護疲れで配偶者を殺害した事件では重い部類ではない」と述べた。

判決理由では、統合失調症を患い、徘徊を繰り返す

妻を数十年にわたり世話をし、事件直前の約一ヶ月間は、骨折からの退院明けの妻が自力でベッドから下りられなくなり、着替えや布団の洗濯などで、腰や足の悪い被告の負担が増していく

たと強調。

同居の長男ら家族が協力的でなかつたことも挙げ、事件当日、長男と介護の方法を巡り口論になり「追い詰められて殺害を決意したのは同情に値する」とした。

公判で争点だった量刑に関し、検察側が家族に相談する」とも可能で「短絡的犯行」と実刑を求めたのに対し、弁護側は「妻に認知症の症状が出始め、介護に限界を感じていた」と執行猶予を求めていた。

判決によると、八尾被告は四月五日、加東市の自宅で、殺意を持って妻正乃さん(55)の首を電気コードで絞め、窒息死させた。被告は事件から約五十分後、自ら

一一〇番した。